

倉敷チボリ公園について

1 これまでの議論等の経過

- (1) 平成19年9月定例会で、知事が、移行期間終了後も県が主体となって引き続き公園を支えることは、困難であるとの考えを表明した。
- (2) 坂口社長は、平成20年2月12日の取締役会で、本年12月末以降は、TJ社が地代を負担して公園運営を継続することは事実上困難との考えを示し、知事も2月定例会で、TJ社による公園運営は12月末までとし、その後については、土地所有者等の新たな構想の中で、できるだけ公園等が残され、活用されるよう要請を行っていく以外にないのではないかとの考えを示した。
- (3) 3月26日の取締役会では、現在の形での公園運営は12月末までとすることが概ね了解されたが、その後、完全民営化案が提案され、引き続き検討が行われてきた。
- (4) 6月20日の取締役会で、完全民営化の2案及び坂口社長案は、いずれも採択には至らず、残る案として、県からの転貸という枠組みを外した上で、アウトレットモールを誘致し、現在の3分の1程度に縮小した公園部分を、TJ社が公的支援を受けて運営するとの案を、関係者で検討、協議することとなった。

2 次回取締役会での対応方針案

残された案については、県も倉敷市も支援できないとしたことから、その実現可能性はなくなったと考えており、次回取締役会には、県として、次の方針で臨みたい。

- ① 移行期間終了後は、地代の支援を含め、公園を支えることはできない。
- ② 会社としての公園事業の廃止、あるいは会社の解散について採決が行われれば、これに賛成せざるを得ない。

なお、8月下旬の株主総会で事業廃止又は会社の解散が決定されれば、県としてクラブウへ定期借地権設定契約の解約を申し出るとともに、倉敷市やTJ社と連携しながら、クラブウに対し、できるだけ公園を残し、活用いただくよう、要請、協議する。